

五間四尺 惣構橋
 一町四間五尺六寸 博勞町
 三町二十二間 尾張町
 四間二尺 掛作り橋
 五拾五間四尺 橋場町
 四町五十五間 淺野川大橋
 四十三間三尺 卯辰町
 二町五十一間二尺 森下町
 五十六間一尺 金屋町
 一町三十五間 高道町
 三町三十九間五尺 山ノ上町
 六町 春日町
 一町二十一間 松の木より大樋口橋迄。但百姓地也。
 右橋より町端迄。

加賀藩御定書卷八

遠所御定書

一 七尾町奉行裁許之儀御定

能州七尾町

一、自然於町中喧嘩仕もの有之は、押置、早速町奉行に可相斷。大勢に而抑留難成候はゞ、宿本見届、近所之者共に届置、早々町奉行に可致注進事。
 一、町中火之用心并夜番・亭主番、無油斷可申付候。若火事有之刻は、町奉行、小代官、足輕召連、早々参り火を防可申候。火事鎮候以後、火本の様子聞届、燒失之家數相改、對馬・因幡・民部へ相談を以、町役可有赦免事。
 一、町中出入、押立候儀并難極儀は、公事場に可有相談。附り、鬨所之家財、小代官・町肝煎立合、代替置、町中入用に遣、年中一度充町奉行勘定可聞届事。
 一、死去人跡職之事、十人組・町肝煎申談、病中に爲致遺書

可置。其身勝手次第、幾度茂調替之儀は不苦候。若頓死之もの有之候はゞ、十人組・町肝煎より早速町奉行に斷、小代官を遣家財相改、十人組・町肝煎・小代官相封を付置、様子聞届可有裁許事。

一、質物之事、念を入請人を立可取置。若請人無之、盜道具質に取候はゞ、質屋可爲損事。
 一、不見知もの振賣之道具、何色によらず買取申問敷候。買申においては、先々人を遣、宿本見届、其上に而代銀可相渡事。
 一、町中借用金銀・米錢、利足一ヶ月に可爲一步七事。
 一、浪人・醫師等によらず、宿かし候はゞ、本國・先主・先祖・宗旨致吟味、帳面に記し、請人を取、宿借し可申候。行衛なきものに宿かし候はゞ可爲曲事。但、往還一夜泊之ものは各別之事。
 一、かけの諸勝負・傾城・かこひ女堅御停止候。附、をどり・狂言・人形つかひ、其外不審成ものに宿かし申問敷事。
 一、町人欠落仕候敷、其外不審成跡之もの候はゞ、不移時刻町奉行に可申斷事。